特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（用語）	（用語）
第一条　この省令において使用する用語は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（以下「施行令」という。）において使用する用語の例による。	**第一条**　この省令において使用する用語は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。
（飼養等の禁止の適用除外）	（飼養等の禁止の適用除外）
第二条　法第四条第二号の主務省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。	**第二条**　法第四条第二号の主務省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。
一～十　（略）	一～十　（略）
十一　第五号の業務を補助するため主務大臣が定める者が行う業務に伴って飼養等をするものであること。	十一　第四号の業務を補助するため主務大臣が定める者が行う業務に伴って飼養等をするものであること。
十二　国又は地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い、緊急に引き取り、処分するために一時的に保管又は運搬をするものであること。	十二　地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い、緊急に引き取り、処分するために一時的に保管又は運搬をするものであること。
十三　（略）	十三　（略）
十四　特定外来生物である植物に係る法第三章の規定による防除に該当しない防除を行う者（地域のボランティアによる防除等小規模な防除を行う者に限る。）が、当該防除に伴い次のいずれにも該当する運搬をするものであること。	（新設）
イ　防除した当該特定外来生物を処分することを目的として、廃棄物の収集、運搬又は処分に供する施設に運搬すること。	（新設）
ロ　当該特定外来生物の落下、種子の飛散その他の理由による野外への逸出を防止するための措置をとっていること。	（新設）
ハ　防除を行う者が、あらかじめ当該防除に関する次の事項を掲示板、インターネット等を使用する方法により公表し、かつ、公表された次の事項に従って当該防除を行うときに、当該防除の実施の一環として当該特定外来生物を運搬していること（農業若しくは水産業を営むに当たって行う場合又は森林の経営管理に当たって行う場合は除く。）。	（新設）
(1)　当該防除が特定外来生物である植物の防除に該当すること。	（新設）
(2)　当該防除を実施する者	（新設）
(3)　当該防除の実施日時及び実施場所	（新設）
十五　特定外来生物である動物のうち主務大臣の定めるものに係る法第三章の規定による防除に該当しない防除を行う者（地域のボランティアによる防除等小規模な防除を行う者に限る。）が、当該防除に伴い主務大臣の定める要件に該当する運搬をするものであること。	（新設）
十六　次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、前二号の運搬に伴いやむを得ないと認められる必要最小限度の期間に限り、当該運搬に係る特定外来生物を保管すること。	（新設）
イ　当該特定外来生物を保管している施設において、当該特定外来生物の野外への逸出を防止するための措置を講ずること。	（新設）
ロ　保管している当該特定外来生物を第三者が容易に持ち出すことができないよう管理すること。	（新設）